

## 議案第3号

東谷小学校区コミュニティ推進協議会会則の一部改正及び東谷小学校区  
コミュニティ推進協議会への自治会拠出金内規の廃止について

東谷小学校区コミュニティ推進協議会会則の一部を、次ぎのとおり改正するとともに、これに関連する東谷小学校区コミュニティ推進協議会への自治会拠出金内規を廃止いたしますので、会則第8条第5項の規定により提出いたします。

平成29年5月21日

東谷小学校区コミュニティ推進協議会  
会長 熊手輝秀

### 記

#### 1、一部改正及び廃止の理由

東谷コミュニティは、設立以来30年になりますが、この間、市からの公的支援はあるものの、財源は常に逼迫して、これの補完等のため毎年各自治会から拠出金の支援を受けており、活動活性化のための財政基盤の確立が、長年の課題となっております。

このような中で、平成27年度から、市において地域分権制度がスタートし、これまでの用途が決められた補助金に替えて、地域で使い道を選ぶことができ、総額も幾分増額された地域づくり一括交付金となったことにより、財政基盤も一定程度改善される見通しとなりました。

これらのことから、この度、各自治会からの拠出金制度を廃止し、今後、自治会助成金の形で相応の協力をいただくこととするため、所要の改正等を行うものです。

#### 2、一部改正及び廃止の概要

##### (1) 会則一部改正の概要

- ① 第22条第1項の「自治会拠出金」及び「助成金」の文言を削除し、「自治会助成金」及び「補助金」の文言を加入する。
- ② 第2項を自治会助成金の取扱いに関する規定に改める。
- ③ 施行は、総会可決後、即日とする。

##### (2) 拠出金内規廃止の概要

- ① 「自治会拠出金」規定の削除に伴い、「東谷小学校区コミュニティ推進協議会への自治会拠出金内規(平成19年5月20日制定)」の全部を廃止する。
- ② 廃止は、総会可決後、即日とする。

### 3、一部改正条文

会則第22条の一部を次のとおり改正する。

#### (経費)

第22条 本会の経費は、自治会助成金、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入によって、これに充てる。

2 自治会助成金の取扱いは、企画運営委員会で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

6 第22条の一部改正及び拠出金内規の廃止は、平成29年5月21日通常総会で可決の後、即日施行する。

### 参 考 資 料

#### 第22条 一部改正前の条文

#### (経費)

第22条 本会の経費は、自治会拠出金、助成金、寄付金、交付金及びその他の収入によって、これに充てる。

2 自治会拠出金の額は、別に定める。

#### 廃止する拠出金内規

#### 東谷小学校区コミュニティ推進協議会への自治会拠出金内規

・自治会規模割り分担金 (年額)	50戸以下	3,000円
	51戸から300戸以下	7,000円
	301戸以上	10,000円
・自治会戸数割り分担金 (年額)		
	戸当たり	140円

上記の分担金算出は、各年度当初、4月1日現在の加入戸数を基礎とする。

本内規の改廃は、総会の議決を要するものとする。

本内規は平成20年度から適用する。